

条例・施行規則

東郷町土採取規制条例	東郷町土採取規制条例施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土採取事業について必要な規制を行うことにより、土採取事業に伴う災害を防止するとともに、地域と調和した土地利用及び採取跡地の緑化等による適正な整備を図り、もって住民の安全の保持及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 土採取事業 土を採取する事業をいう。(2) 土採取場 土を採取する区域をいう。(3) 事業主 土採取事業の請負契約の発注者又は請負契約によらないで自ら土採取事業を行う者をいう。(4) 土地所有者 土採取場の土地の所有者をいう。(5) 土地所有者等 土採取場の土地の所有者及び当該土地に関して用益権を有する者をいう。(6) 隣接地権者等 土採取場の土地に隣接する土地の所有者及び当該土地に関して用益権を有する者をいう。 <p>(適用事業)</p> <p>第3条 この条例は、土採取場の面積が1000平方メートル以上又は採取する土の量が1000立方メートル以上の土採取事業(1000平方メートルに満たない事業であっても、その区域に隣接又は近接する土地において、同一の事業主が当該事業を施工しようとする土採取場の面積又は施工する日前3年以内に事業が施工され、若しくは施工中の事業の土採取場の面積を合算して1000平方メートル以上になるものを含む。)について適用する。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土採取事業	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東郷町土採取規制条例(平成17年東郷町条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例第3条第1号で定める者)</p> <p>第2条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 日本下水道事業団(2) 日本郵政公社(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項

<p>(2) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土採取事業であって、規則で定めるもの</p>	<p>の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合</p> <p>(4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合</p> <p>(5) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社</p> <p>(6) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社</p> <p>(7) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社</p> <p>(8) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人</p> <p>(9) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人</p> <p>(10) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土採取事業の災害防止に関し必要な措置を講ずることができる者として町長が認める者</p> <p>2 前項第11号の規定による町長の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定款又は寄附行為</p> <p>(2) 法人登記事項証明書</p> <p>(3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表</p> <p>（条例第3条第2号で定める土採取事業）</p> <p>第3条 条例第3条第2号の規則で定める他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土採取事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定による許可に係る土採取事業</p> <p>(2) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第21条第1項の規定による許可に係る土採取事業</p> <p>(3) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可に係る採取計画に従って行う土採取事業</p> <p>(4) 森林法（昭和26年法律第249号）第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許</p>
--	--

<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める土採取事業</p> <p>(町の責務)</p> <p>第4条 町長は、町内における土採取事業の状況を把握し、不適正な土採取事業が行われることのないよう監視に努めるものとする。</p> <p>(事業主の責務)</p> <p>第5条 事業主は、土採取事業を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 土採取事業に伴う災害の防止</p> <p>(2) 土採取場の周辺地域における道路、水路、橋りょう等</p>	<p>可に係る土採取事業</p> <p>(5) 道路法（昭和27年法律第180号）第91条第1項の規定による許可に係る土採取事業</p> <p>(6) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可に係る宅地造成に関する工事として行う土採取事業</p> <p>(7) 河川法（昭和39年法律第167号）第25条、第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の規定による許可に係る土採取事業</p> <p>(8) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可に係る採取計画に従って行う土採取事業</p> <p>(9) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可に係る開発行為として行う土採取事業</p> <p>(10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可又は同条第3項の規定による届出に係る土採取事業</p> <p>(条例第3条第3号で定める土採取事業)</p> <p>第4条 条例第3条第3号の規則で定める土採取事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる次に定める範囲の農地改良行為</p> <p>ア 切土の高さ 2メートル以内</p> <p>イ 盛土の高さ 1メートル以内</p> <p>ウ 耕作土の入替え 掘削の深さが1メートル以内</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う土採取事業</p> <p>(3) 運動場、駐車場、資材置場その他の施設について本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土採取事業</p> <p>(4) 土地所有者が自ら居住し、又は所有する建築物を建築するために行う土採取事業</p>
---	--

<p>の破損の防止</p> <p>(3) 土採取事業を行う際の安全対策</p> <p>(4) 土採取場跡地の緑化等の適正な整備</p> <p>(5) 土採取場の周辺地域における生活環境の保全</p> <p>2 事業主は、当該土採取事業に係る苦情を受けたとき、又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p> <p>3 事業主は、当該土採取事業の実施に際し、通行の支障又は近隣の土地利用に支障がないよう配慮しなければならない。</p> <p>(土地所有者の責務)</p> <p>第6条 土地所有者は、事業主が行う前条第1項各号に規定する措置に協力しなければならない。</p> <p>2 土地所有者は、事業主が前条第1項各号に規定する措置を講じないときは、当該事業主に代わりその措置を講じなければならない。</p> <p>3 前条第3項の規定は、土地所有者について準用する。</p> <p>(土採取事業の許可等)</p> <p>第7条 事業主は、土採取事業を行おうとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 事業主は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業主の氏名又は名称及び住所若しくは主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 事業主は、前項の申請をしようとするときは、次の図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 土地所有者等の土採取事業についての同意書</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第5条 条例第7条第2項の規定による申請書は、土採取事業許可申請書(様式第2)とする。</p> <p>2 条例第3条第1項に規定する合算して1,000平方メートル以上の事業を申請するときは、前項の申請に既に完了した事業又は既に着手している事業について併せて記載するものとする。</p> <p>(許可等の通知)</p> <p>第6条 町長は、条例第7条第2項に規定する申請書が提出されたときは、内容を審査し、許可基準に適合していると認めるときは、事業許可書(様式第3)により申請者に交付するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の提出された申請書を審査し、許可基準に適合していないと認めるときは、事業不許可通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(添付図書)</p> <p>第7条 条例第7条第3項第1号の規定による同意書は、土採取事業土地所有者等の同意書(様式第5)とする。</p>
---	--

<p>(2) 第11条第1項に規定する説明会の結果報告書</p> <p>(3) その他規則で定める図書</p> <p>(許可の基準等)</p> <p>第8条 町長は、前条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 規則で定める施工基準に適合していないとき。</p> <p>(2) 土採取事業に伴う災害の発生のおそれがあるとき。</p> <p>(3) 土採取場の跡地の緑化計画が不十分で、事業終了後に適正な環境保全が図られないとき。</p> <p>(4) 土採取事業が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の事業を阻害するとき。</p> <p>2 町長は、前条第1項の許可を受けようとする者が、別にこの条例に規定する許可を受けている場合で、当該許可に係る土採取事業について、第22条の規定に基づく勧告又は第23条の規定に基づく命令を受けているとき、若しく</p>	<p>2 条例第7条第3項第2号の規定による結果報告書は、土採取事業説明会結果報告書（様式第6）とする。</p> <p>3 条例第7条第3項第3号の規定による規則で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 土採取事業施工調書（様式第7）</p> <p>(2) 土採取場の位置を示す図面及びその付近の見取図</p> <p>(3) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書）及び印鑑登録証明書</p> <p>(4) 土採取場の土地及び土採取場の土地に隣接した土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(5) 土採取事業隣接地権者等の承諾書（様式第8）</p> <p>(6) 申請者が他の者に土採取の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し</p> <p>(7) 土採取に係る土の搬出経路図</p> <p>(8) 土採取場の現況平面図、現況断面図及び測量図</p> <p>(9) 土採取場の計画平面図、計画断面図、雨水排水計画図及び流量計算書</p> <p>(10) 土砂流出防止計画図</p> <p>(11) 土砂採取土量計算書</p> <p>(12) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、土採取が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類又は許認可等の見込みがあることを示す書類</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p> <p>(施工基準)</p> <p>第8条 条例第8条第1項第1号に規定する施工基準は、別表に掲げるものとする</p>
--	---

<p>は必要な措置を完了していないときは、当該許可をしてはならない。</p> <p>3 町長は、前条第1項の許可に当該許可に係る土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付けることができる。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第9条 第7条第1項の許可を受けた者は、同条第2項各号に規定する事項を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>3 第1項又は第7条第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、変更をした日から14日以内に、町長に届け出なければならない。</p>	<p>(変更の許可の申請等)</p> <p>第9条 条例第9条第1項の規定による許可申請は、土採取事業変更許可申請書(様式第9)に、条例第7条第3項に掲げるもののうち変更に係る図書を添えて町長に申請しなければならない。</p> <p>2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>(1) 申請者の住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称、法人にあつてはその代表者の変更</p> <p>(2) 土採取場の面積及び採取する土の量の減少(当初許可の区域の範囲内で、かつ、隣接地に影響がない場合に限る。)</p> <p>(3) 土採取事業を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)</p> <p>(4) 作業時間の変更(当該時間を短縮させるものに限る。ただし、始期が早まるもの及び終期が遅くなるものを除く。)</p> <p>(5) 現場責任者の変更</p> <p>(6) 土採取事業に伴う土砂の崩壊防止等及び環境保全の方法等に関する事項のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 土採取標識の設置場所</p> <p>イ 囲い柵の延長</p> <p>(7) 土採取事業に係る請負人に関する事項</p> <p>(変更許可等の通知)</p> <p>第10条 町長は、条例第9条第1項に規定する申請書が提出されたときは、内容を審査し、許可基準に適合していると認めるときは、事業変更許可書(様式第10)により申請者に交付するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の提出された申請書を審査し許可基準に適合していないと認めるときは、事業変更不許可通知書(様式第11)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(軽微な変更の届出)</p> <p>第11条 条例第9条第3項の規定による届出は、土採取事業軽微な変更の届出書(様式第12)により町長に届け出な</p>
--	--

<p>(許可の取消し)</p> <p>第10条 町長は、事業主が、偽りその他不正な手段により第7条第1項又は前条第1項の規定による許可を受けたと認めるときは、当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第11条 事業主は、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ隣接地権者等及び当該土採取場の端から300メートル以内の土地に現に居住する住民(次項において「周辺住民」という。)に対し、当該土採取事業の計画について説明会を開催しなければならない。</p> <p>2 事業主は、前項の規定にかかわらず、3分の2以上の隣接地権者等又は3分の2以上の周辺住民の世帯主から当該土採取事業に係る説明会の開催の申出があったときは、これに応じなければならない。</p> <p>3 事業主は、前2項に規定する説明会において取得した個人情報については、東郷町個人情報保護条例(平成16年東郷町条例第40号)の町の実施機関の例により、取得、保有、管理等するものとし、この条例の施行の限度において利用することができる。</p> <p>(書類の閲覧)</p> <p>第12条 町長は、第7条第2項に定める申請書の写しその他規則で定める書類について、閲覧の請求があったときは、これを閲覧させることができる。</p>	<p>ればならない。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第12条 条例第10条の規定による土採取事業の許可の取消しは、事業許可取消書(様式第13)によるものとする。</p> <p>(書類の閲覧)</p> <p>第13条 条例第12条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第7条第2項の規定による土採取事業許可申請書の写し及び同条第3項の規定による添付図書(土採取事業土地所有者等の同意書、土採取事業隣接地権者等の承諾書及び土採取事業説明会結果報告書に添付された議事録のうち個人情報に関する事項を除く。)</p> <p>(2) 条例第9条第1項の規定による土採取事業変更許可申請書の写し及び添付図書(土採取事業土地所有者等の同意書、土採取事業隣接地権者等の承諾書及び土採取事業説明会結果報告書に添付された議事録のうち個人情報に関する事項を除く。)</p> <p>(3) 条例第9条第3項の規定による土採取事業変更届出書の写し及び添付図書(土採取事業土地所有者等の同意書及び土採取事業隣接地権者等の承諾書を除く。)</p> <p>(4) 条例第13条の規定による土採取事業着手届出書の写し</p>
--	---

<p>(着手の届出)</p> <p>第13条 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る土採取事業に着手しようとするときは、事業に着手する日の7日前までに町長に届け出なければならない。</p> <p>(施工基準の遵守)</p> <p>第14条 事業主は、第7条第1項又は第9条第1項の規定により許可を受けた土採取事業を行うときは、規則で定める施工基準を遵守しなければならない。</p> <p>(標識の設置)</p> <p>第15条 第7条第1項の許可を受けた者は、土採取事業の施工期間中、土採取場の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。</p> <p>2 第9条第1項の変更の許可を受けた者は、前項に規定する標識の内容に変更が生じたときは、速やかに標識を変更しなくてはならない。</p> <p>(完了の届出)</p> <p>第16条 第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る土採取事業を完了したときは、完了した日から14日以内に町長に届け出なければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該土採取事業が完了したことを遅滞なく確認しなければならない。</p> <p>(廃止又は休止の届出)</p> <p>第17条 許可を受けた者は、当該許可に係る土採取事業を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から14日以内に町長に届け出なければならない。</p>	<p>及び添付図書</p> <p>(5) 条例第16条第1項の規定による土採取事業完了届出書の写し及び添付図書</p> <p>(6) 条例第17条第1項の規定による土採取事業廃止・休止届出書の写し及び添付図書</p> <p>(7) 条例第18条の規定による土採取事業再開届出書の写し及び添付図書</p> <p>(8) 条例第19条第2項の規定による土採取承継届出書の写し及び添付図書</p> <p>(着手の届出)</p> <p>第14条 条例第13条の規定による届出は、土採取事業着手届書（様式第14）によるものとする。</p> <p>(標識の掲示等)</p> <p>第15条 条例第15条第1項の規定による土採取場に設置する標識は、土採取事業に関する標識（様式第15）とする。</p> <p>(完了の届出)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の規定による届出は、土採取事業完了届出書（様式第16）によるものとする。</p> <p>(廃止又は休止の届出)</p> <p>第17条 条例第17条第1項の規定による届出は、土採取事業廃止・休止届出書（様式第17）によるものとする。</p>
---	--

<p>2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。</p> <p>(再開の届出)</p> <p>第18条 許可を受けた者は、前条第1項の休止の届出をした土採取事業を再開するときは、再開する日の7日前までに町長に届け出なければならない。</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第19条 許可を受けた者について、相続、合併、分割(当該許可に係る土採取事業を行う権原を承継させるものに限る。)又は当該許可に係る土採取事業の譲渡があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により土採取事業を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該土採取事業を行う権原を承継した法人又は当該土採取事業の譲渡に係る譲受人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から14日以内に町長に届け出なければならない。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第20条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主に対し、土採取事業の進行状況その他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第21条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土採取場に立ち入り、施設その他物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(改善勧告)</p> <p>第22条 町長は、許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善すべきことを勧告することができる。</p>	<p>(再開の届出)</p> <p>第18条 条例第18条の規定による届出は、土採取事業再開届出書(様式第18)によるものとする。</p> <p>(土採取事業地位の承継の届出)</p> <p>第19条 条例第19条第2項の規定による届出は、土採取事業承継届出書(様式第19)によるものとする。</p> <p>(身分証明書の様式)</p> <p>第20条 条例第21条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第20)とする。</p> <p>(改善の勧告)</p> <p>第21条 条例第22条に規定する勧告は、改善勧告書(様式第21)によるものとする。</p>
---	---

<p>(1) 第8条第3項に規定する許可の条件に違反して土採取事業を行っているとき。</p> <p>(2) 第9条第3項の規定による届出をしないとき。</p> <p>(3) 第11条第2項の規定による説明会を開催しないとき。</p> <p>(4) 第13条の規定による届出をしないとき。</p> <p>(5) 第14条に規定する施工基準に違反して、事業を行っているとき。</p> <p>(6) 第15条の規定による標識を設置し、又は変更しないとき。</p> <p>(7) 第16条第1項の規定による届出をしないとき。</p> <p>(8) 第17条第1項の規定による届出をしないとき。</p> <p>(9) 第18条の規定による届出をしないとき。</p> <p>(10) 第19条第2項の規定による届出をしないとき。</p> <p>(11) 第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(12) 第21条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に答えず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>(措置命令等)</p> <p>第23条 町長は、前条第1号又は第5号の勧告に従わない者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命じ、当該土採取事業の中止を命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害防止のため必要な措置をとるべきことを命じることができる。</p> <p>2 町長は、第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を受けずにこの条例に規定する許可が必要な土採取事業を施工している事業主又は第10条の規定により許可を取り消した者に対し、期限を定めて、当該土採取事業の中止を命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害防止のため必要な措置をとるべきことを命じることができる。</p> <p>3 町長は、土砂等の崩壊等による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、当該土採取事業の停止を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害を防止するために必要な措置をとるべきことを命じることができる。</p> <p>(土地所有者への勧告)</p>	<p>(措置命令)</p> <p>第22条 条例第23条に規定する措置命令は、措置命令書(様式第22)によるものとする。</p> <p>(土地所有者への改善の勧告書)</p>
--	---

<p>第24条 町長は、事業主が、前条第1項及び第2項の規定による命令に従わないときは、土地所有者に対し、原状回復その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(代執行)</p> <p>第25条 町長は、第23条第1項又は第2項の規定に基づく命令を履行しない者がある場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定に基づき、代執行をすることができる。</p> <p>(公表)</p> <p>第26条 町長は、事業主が、第23条第1項又は第2項の規定による命令に違反したときは、その氏名又は名称及び住所若しくは主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその事実を公表することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第28条 第23条の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第22条第3号、第11号又は第12号の規定に基づく勧告に従わない者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。</p> <p>第30条 第22条第2号、第4号又は第6号から第10号までのいずれかの規定に基づく勧告に従わない者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に着手している土採取事業については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>3 この条例の施行の際、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為(この項において「土地の埋立て等」という。)を現に着手している場合において、当該土地の埋立</p>	<p>第23条 条例第24条に規定する勧告は、土地所有者への改善勧告書(様式第23)によるものとする。</p> <p>(公表)</p> <p>第24条 条例第26条の規定による公表は、東郷町役場前掲示場への掲示及び町広報への掲載により行うものとする。</p> <p>(経過規定による届出書)</p> <p>第25条 条例附則第4項の届出書は、施工事業届出書(様式第24)とする。</p> <p>2 条例附則第5項の届出書は、施工事業変更届出書(様式第25)とする。</p> <p>(書類の提出部数)</p>
---	---

<p>て等の施工のために行われる土採取事業については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>4 この条例の施行の際、現に着手している土採取事業の事業主は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して30日以内に当該土採取場ごとに、規則で定める届出書を町長に届け出なければならない。</p> <p>5 前項に規定する届出書に変更があるときは、変更した日から14日以内に、規則で定める届出書を町長に届け出なければならない。</p> <p>6 この条例の施行の際、現に着手している土採取事業について、当該土採取事業の区域が第4項の届出の内容と比較して1000平方メートル以上拡大されたときは、施行日以後に拡大された土採取場については、第2項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。</p>	<p>第26条 条例及びこの規則により町長に提出する書類の提出部数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による土採取事業許可申請書及び添付図書については、正本1部、副本11部</p> <p>(2) 第9条第1項に規定する土採取事業変更許可申請書及び添付図書については、正本1部、副本11部</p> <p>(3) その他の報告書及び届出書については、1部（委任）</p> <p>第27条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p>
---	---